(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

| | | | 資料番号 | 10 | 担当課 | 畜産課 |
|-----|---------|------|------|--------------|--------------------|-----|
| 法令名 | 獣医療法施行令 | 根拠条項 | 1-3 | 不利益処 分の種類 | 診療施設整備計画の認定の取 消 | |

○獣医療法施行令(平成4年政令第274号)

(診療施設整備計画の変更等)

- 第1条 法第14条第1項の設定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。
- 2 法第14条第3項の規定は、前項の変更の認定について準用する。
- 3 都道府県知事は、法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画(第 1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。